

○目的

屋外広告物法の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止すること。

○屋外広告物の定義

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。

○屋外広告物の許可等

屋外広告物の許可等は、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例により、政令指定都市、中核市、独自条例制定市を除く全市町村に移譲済であり、埼玉県屋外広告物条例(以下「県条例」という)及び同施行規則に基づき行っている。

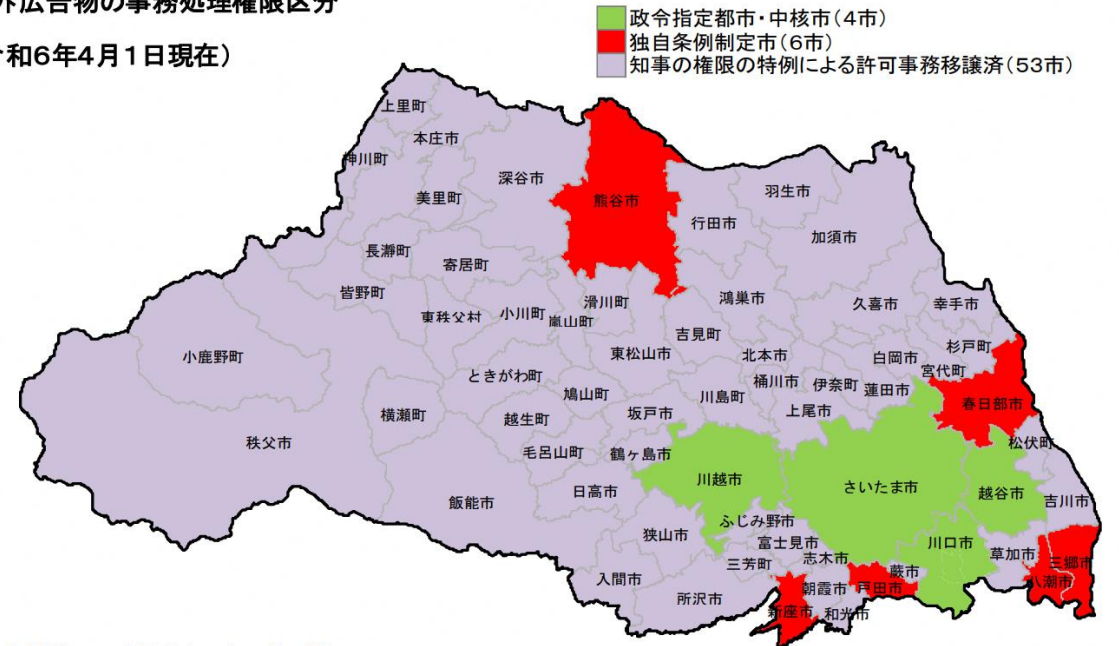
区分	市町村名
政令指定都市(1市)	さいたま市
中核市(3市)	川越市、川口市、越谷市
独自条例制定市(6市)	熊谷市、春日部市、戸田市、新座市、八潮市、三郷市
県条例適用市町村(53市町村)	上記以外の市町村

独自条例制定市とは

屋外広告物法第28条により、景観行政団体は屋外広告物条例が制定・改廃できるとされており、現に制定している自治体


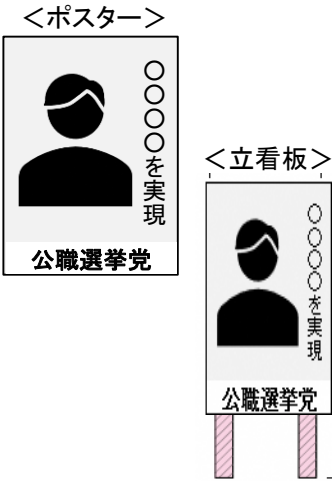
屋外広告物の事務処理権限区分

(令和6年4月1日現在)



※市町村数=63市町村(40市22町1村)

埼玉県屋外広告物条例(政治活動用ポスター)の概要

種類	掲出できない地域や物件等	許可基準	申請手数料 (県条例の場合)	適用除外						
<p>広告板</p>  <p>建造物から独立し、土地に建植され、容易に取り外すことができないもの</p>	<p>○禁止地域 ・条例第4条 (P3、P4参照)</p> <p>○禁止物件</p>	<p>【許可基準(以下全てを満たすことが必要)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積が10㎡以下 ・上端の高さが地上から10m以下 ・道路上に突き出していない <p>【許可期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年以内 <p>【適用除外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅や自己の事務所に掲出するものは、一定個数・規模の範囲内で、許可が不要になる場合がある 	<p>【基準】</p> <p>1㎡当たり:350円</p> <p>【例】</p> <p>0.9m×0.9mの広告版の手数料 0.9×0.9=0.81㎡=350円</p> <p>【免除:なし】</p>	<p>公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件は、禁止地域、禁止物件、許可の規定は適用しない</p>						
<p>ポスター(はり紙・立看板)</p>  <p>建造物等を利用して、設置・表示され容易に取り外しができるもの</p>	<p>○禁止物件 ・条例第5条 ・条例第5条の2 (P5参照)</p> <p>○禁止広告物 ・条例第9条 (P5参照)</p>	<p>【許可基準】</p> <table border="1" data-bbox="963 815 1689 1143"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポスター(はり紙)</td> <td>・1㎡以下</td> </tr> <tr> <td>立看板</td> <td>・縦:1.8m以下(脚部含む)、横:0.6m以下 ・表示しようとする者の連絡先が明示されている</td> </tr> </tbody> </table> <p>【許可期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月以内 <p>【適用除外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅や自己の事務所に掲出するものは許可が不要 ・政治等営利を目的としない活動のために表示され、表示期間が15日を超えないはり紙、立看板等は許可が不要 	種類	基準	ポスター(はり紙)	・1㎡以下	立看板	・縦:1.8m以下(脚部含む)、横:0.6m以下 ・表示しようとする者の連絡先が明示されている	<p>【基準】</p> <p>○ポスター 50枚当たり:350円 ※50枚未満の場合は50枚</p> <p>○立看板 紙又は布製1個当たり:170円 上記以外1個当たり :350円</p> <p>【免除:あり】</p> <p>政治資金規正法第6条第1項の届出を経た政党、協会その他の団体が申請する場合</p>	<p>公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件は、禁止地域、禁止物件、許可の規定は適用しない</p>
種類	基準									
ポスター(はり紙)	・1㎡以下									
立看板	・縦:1.8m以下(脚部含む)、横:0.6m以下 ・表示しようとする者の連絡先が明示されている									

禁止地域(条例第4条)

景勝地、美しい街並みや沿道など、特に良好な景観形成への配慮や風致の維持の必要性が高い地域や場所、あるいは都市公園や学校など屋外広告物を出すことが好ましくないところなどでは、屋外広告物を出すことを禁止しています。これを「禁止地域」といいます。【条例第4条】

禁止地域では、自家広告物(※)等の例外を除き、屋外広告物は出せません。

埼玉県内における、禁止地域は次のとおりです。

1 都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区

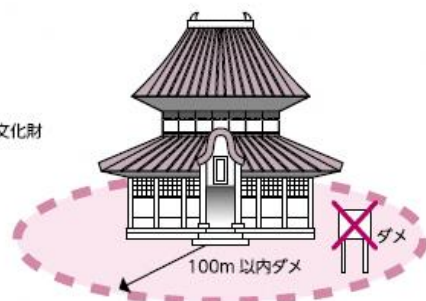


・各市町村の都市計画図を御確認ください。
※都市計画図の凡例は次ページを参照してください。
※田園住居地域: 県内では指定されていません。
※風致地区: 県内1地区(さいたま市大宮風致地区)

2 市民農園整備促進法に基づく市民農園

3 文化財保護法等により指定された建造物とその周囲100m以内の地域、史跡名勝天然記念物として指定等された地域

○重要文化財



4 森林法により指定された保安林のある地域

5 埼玉県自然環境保全条例により指定された県自然環境保全地域

6 高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の全区間並びに知事が指定する道路、鉄道及び索道(ロープウェイ等)の区間(道路・鉄道の敷地内)

【知事が指定する区間】

- ・ JR東日本、東武鉄道、西武鉄道、秩父鉄道及びつくばエクスプレスの全区間
- ・ 国道254号の一部などの40区間

※禁止地域の指定(告示)一覧URL

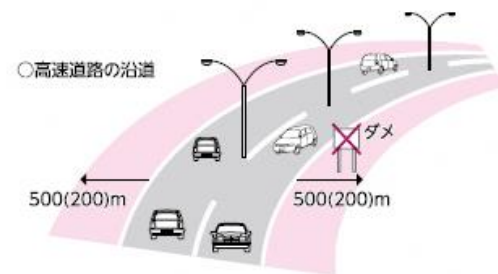
<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/5534/okugai-kokuji310329.pdf>

7 道路、鉄道及び索道から展望できる地域で、知事が指定する区域

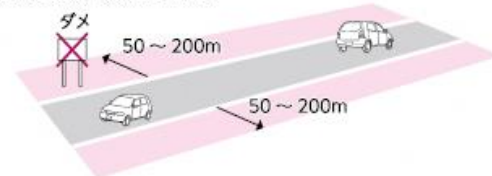
【知事が指定する区域】

- ・ 関越自動車道、東北自動車道、常磐自動車道、圏央道の路端から500m以内の区域(路面高以下の空間を除く)
- ・ 東京外環自動車道、首都高池袋線の路端から200m以内の区域(路面高以下の空間を除く)
- ・ 国道254号の一部などの区間の沿道区域

(※ 知事が指定した具体的な区域は埼玉県のホームページに掲載の資料で確認してください。掲載場所と資料名は前ページに記載しています。)

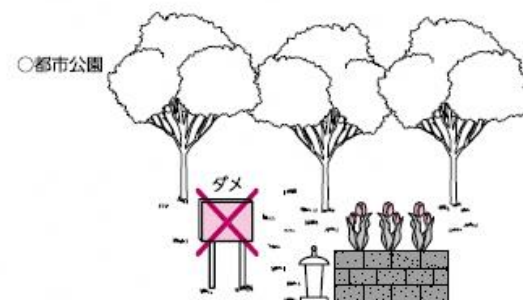


○知事の指定する道路の沿道



8 都市公園法に規定する都市公園

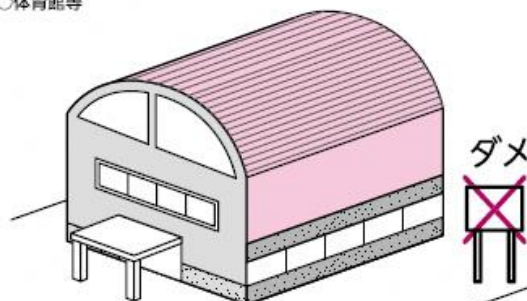
9 知事が指定する河川、湖沼、溪谷、高原及び山岳などの一部区域



○体育館等

10 駅前広場

11 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、公衆便所の建物とその敷地



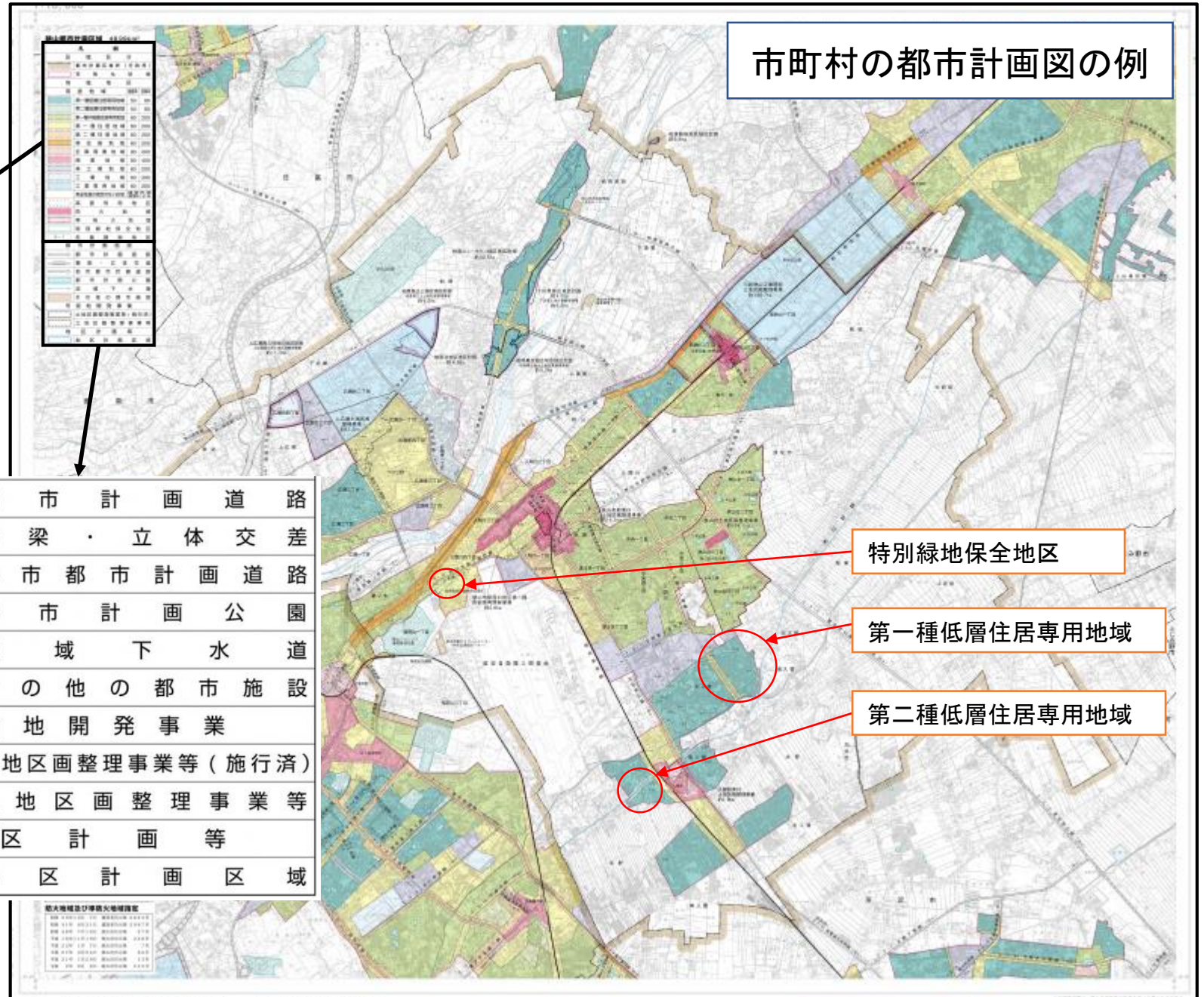
12 延床面積200㎡以上の博物館、美術館、病院とその敷地

13 古墳及び墓地、秩父聖地公園及び埼玉古墳群とその周囲200m以内の区域

14 社寺、教会、火葬場の建物とその境域

禁止地域(条例第4条 第一種低層住居専用地域等の確認方法)

凡 例			
区 域 区 分			
	都市計画区域界(行政界)		
	市街化区域		
地 域 地 区			
用途地域		建蔽率	容積率
	第一種低層住居専用地域	50	80
	第二種低層住居専用地域	50	80
	第一種中高層住居専用地域	60	200
	第一種住居地域	60	200
	第二種住居地域	60	200
	準住居地域	60	200
	近隣商業地域	80	200
	商業地域	80	400
	準工業地域	60	200
	工業地域	60	200
	工業専用地域	60	200
	用途地域の指定のない区域	建築形態規制による	
	高度利用地区		
	防火地域		
	準防火地域		
	特別緑地保全地区		
	生産緑地地区		



凡例中の赤枠が禁止区域です

禁止物件(条例第5条、条例第5条の2)、禁止広告物(条例第9条)

屋外広告物を出すことにより良好な景観形成の妨げとなったり、風致を害したり、あるいはその物件が本来持っている機能や効用を害することになる物件には、許可地域内であっても屋外広告物を出すことを禁止しています。

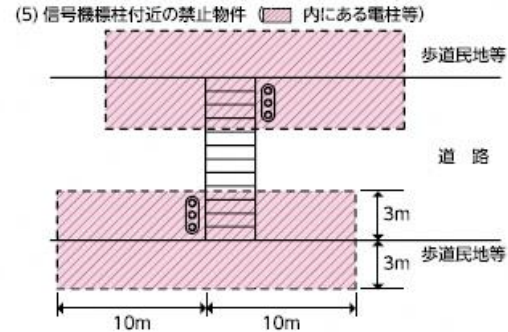
これを「禁止物件」といいます。【条例第5条、第5条の2】

禁止物件には、原則として屋外広告物を出すことはできません。

禁止物件は、次のとおりです。

1 すべての屋外広告物の表示又は設置を禁止する物件【条例第5条】

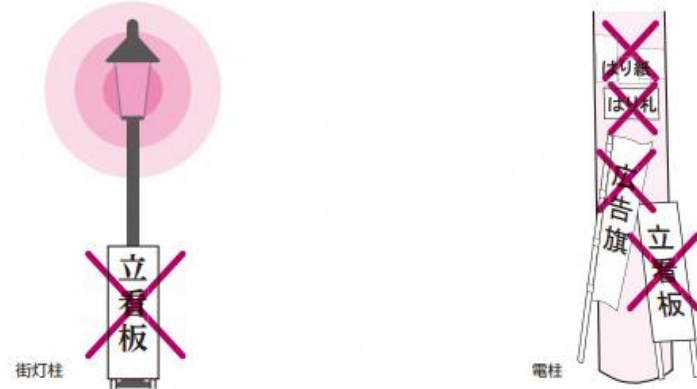
- (1) 橋（陸上橋、歩道橋を含む）、トンネル、高架構造物、分離帯
- (2) 石垣、擁壁
- (3) 街路樹、路傍樹
- (4) 信号機、道路標識、歩道柵（ガードレールを含む）、駒止め、里程標
- (5) 信号機の設置された標柱の下端から道路に沿って前後10mまでの地点の両側3m以内にある電柱、街灯柱、その他電柱に類するもの
- (6) 消火栓、火災報知器、火の見やぐら
- (7) 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
- (8) 送電塔、送受信塔、照明塔、展望塔
- (9) 煙突、ガスタンク、水道タンク、その他のタンク
- (10) 形像、記念碑



2 はり紙、はり札、広告旗、立看板の表示を禁止する物件【条例第5条の2】

国道の県内全区間
県道の県内全区間
市町村道の県内全区間

及びこれに面する場所にある電柱、街灯柱、その他電柱に類するもの



適用除外

第7条第4項

次に掲げる広告物又は掲出物件については、第5条の2の規定は、適用しない。

第1号

政治、労働、宗教、社会教育等の営利を目的としない活動のために表示されるはり紙、はり札、広告旗若しくは立看板又はこれらを掲出する物件

禁止広告物

次に掲げる広告物等は設置はできません。【条例第9条】

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの